

## 静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例の施行状況

### 1 条例の概要

障害を理由とする差別の解消を推進し、全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることがなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を、平成 29 年 4 月 1 日から施行

章	項目	内容
総 則	基本理念	<p>障害者差別解消法等の趣旨にのっとり、次のような基本理念を掲げる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての県民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、<b>等しく基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること</b></li> <li>障害があることに加え、女性であること、男性であること、年齢その他の要因が<b>複合することにより特に困難な状況に置かれる場合においては、その状況に応じた配慮がなされること</b> など</li> </ul>
	県の責務等	<ul style="list-style-type: none"> <li>県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する<b>施策を策定し、及び実施する責務を有する。</b></li> <li>県民、事業者及び関係団体は、障害者及びその障害に対する<b>理解を深めるよう努める。</b></li> <li>県民等は、障害者等が<b>合理的な配慮を求めることができる社会環境の実現</b>に寄与するよう努める。</li> <li>県は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を実施する場合にあっては、<b>市又は町と連携する。</b></li> </ul>
差別の禁止	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>県及び事業者における<b>障害を理由とする差別を禁止する。</b></li> </ul>
差別の解消の推進に関する施策	相談及び紛争解決等の体制	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>相談員を配置するとともに、申立てのあった障害を理由とする差別について、「静岡県障害者差別解消支援協議会」が、助言・あっせんを行う</b>などする。</li> </ul>
	県民の理解及び関心の増進	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者及びその障害に関する<b>正しい知識を県民が習得するための必要な施策、障害者の文化芸術活動・スポーツの参加の機会の確保、表彰等</b>を通じて、県民の理解及び関心の増進を図る。</li> </ul>
	県民会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害を理由とする差別の解消の推進に関し、広く県民の意見を反映し、県民と一体となってこれを実施するため、<b>「県民会議」を開催する。</b></li> </ul>

## 2 条例の施行状況

### (1) 相談員の配置等（条例第12条）

①静岡県障害者差別解消相談窓口（平成29年6月1日設置）

項目	内容
運営受託法人	一般社団法人静岡県社会福祉士会
相談窓口	静岡県総合社会福祉会館（シズウエル）4階
相談日時	週3日（火・水・金曜日）10:00～16:00 ※祝日及び年末年始除く
相談体制	専任の相談員（社会福祉士）を1人配置
業務内容	・電話等相談、ケース支援、事例の分析、企業等への派遣

②相談件数 資料5-1参照

### (2) 助言又はあっせんの申立て（条例第13条～19条）

助言・あっせんの申立ての前の段階で、協議・調整し解決に至っていることから、これまで0件となっている。

### (3) 県民の理解及び関心の増進（条例第20条）

周囲のある人に援助や配慮を必要としていることを知らせるヘルプマークの普及や、駅ホームでの転落防止や困っている障害のある人を支援する声かけサポーターの養成など、合理的配慮の推進に向けた取組等を実施

	H29	H30	R元	R2	R3	R4
ヘルプマーク推進 (累計窓口配布数)	9,530個	30,550個	33,100個	35,480個	38,390個	42,195個
声かけサポーター養成	231人	200人	147人	255人	138人	170人
合理的配慮 理解促進助成	11団体等	19団体等	18団体等	10団体等	12団体等	17団体等

### (4) 表彰等（条例第23条）

条例に基づき、県民の模範となる障害に対する理解を深める取組や障害のある人とない人の交流の機会を拡大する取組等を行った個人・事業者・団体等を表彰することにより、差別解消の好事例の共有及び普及を推進する。

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4
表彰者数	—	8団体等	7団体等	7団体等	10団体等	6団体等

### (5) 障害を理由とする差別解消の推進に関する県民会議（条例第24条）

県や市町、障害のある方や関係団体だけでなく、県民が一体となって「オール静岡」で障害を理由とする差別解消を推進するため、条例に基づき、「障害を理由とする差別解消推進県民会議」を開催する。

年度	H29	H30	R元	R2	R3	R4
県民会議参加 団体数	227団体	233団体	249団体	266団体	267団体	272団体
県民会議開催 日(出席者)	6/15 (207人)	9/3 (162人)	9/6 (158人)	8/31 (15人)※	10/25 (20人)※	11/17 (11人)※

※令和2、3、4年度は、新型コロナウイルス感染予防のため、表彰式のみ実施

## 令和4年度「障害者差別解消相談窓口」の相談状況について

- 令和4年度の相談件数は51件で、その他の相談を合わせると141件となった。

## 1 相談件数

- R4の障害を理由とする差別に関する相談件数は51件で、昨年度と比較して14件増加した。
- その他の相談と合わせると、R4の総相談件数は141件となった。

(単位：件)

年度	障害を理由とする差別に関する相談				その他	合計
	県専門 相談窓口	県	市町	計		
H28		20	56	76	27	103
H29	21	27	42	90	112	202
H30	31	22	21	74	110	184
R元	12	11	24	47	102	149
R2	21	8	15	44	84	128
R3	18	6	13	37	85	122
R4	7	2	42	51	90	141
R4-R3	▲11	▲4	29	14	5	19

※「その他」は、福祉サービスや日常のお困りごとに関する相談など

## 2 分野

- 「その他」に関する相談が最も多く、次いで「行政」に関するものが多かった。
- 「その他」に関する相談は、自治会、近隣住民、不動産取引等が含まれる。

(単位：件)

分野	不当な差別的 取扱い	合理的配慮の 不提供	計
福祉サービス	1	1	2
医療	1	0	1
商品販売・サービス提供	1	3	4
労働及び雇用	2	3	5
教育	1	5	6
建築物の利用	1	3	4
交通機関の利用	3	4	7
行政	4	5	9
その他	8	5	13
計	22	29	51

### 3 発生地域別

- ・ 静岡圏域が最も多く、次いで駿東田方圏域と西部圏域が多かった。

(単位：件)

圏域名	計									
	件数	福祉サービス	医療	商品販売サービス提供	労働雇用	教育	建築物の利用	交通機関の利用	行政	その他
賀茂	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
熱海伊東	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
駿東田方	8	0	0	1	1	0	0	4	2	0
富士	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0
静岡	30	1	0	2	2	5	3	3	3	11
志太榛原	3	0	0	1	1	0	0	0	0	1
中東遠	2	1	0	0	0	0	0	0	1	0
西部	5	0	1	0	1	1	0	0	2	0
不明	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
計	51	2	1	4	5	6	4	7	9	13

### 4 相談者

- ・ 本人及び家族からの相談が全体の約9割を占めた。
- ・ 電話やメールによる相談が全体の約6割を占めた。

(単位：件)

相談者	件数	比率
本人	35	68%
家族	9	18%
福祉団体・事業所	2	4%
企業	0	0%
行政	1	2%
その他	4	8%
計	51	100%

### 5 相談への対応

- ・ 事実確認や対象事業者等との調整、相談者への助言など、窓口職員が解決に向けた働きかけを行っている。

(単位：件)

相談への対応内容	件数	比率
事実確認、調整等直接対応	16	31%
対象事業者、行政機関と情報共有、調整、助言等	8	16%
傾聴のみ	22	43%
対応方法助言	3	6%
担当部署、窓口、他制度等紹介	0	0%
差別解消法等趣旨説明、資料提供	0	0%
その他	2	4%
計	51	100%

6 主な相談事例

資料 8-3

No.	1	障害種別	分野	相談時期	R5. 8	受付機関	県
		精神障害	行政				
相談内容	<p>&lt;不当な差別的取扱い&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>精神障害を理由に会議の傍聴を認めない趣旨の規定を設けている規則がある</li> </ul>						
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係行政機関に事実確認をしたところ、いずれの規則も「精神に異常があると認められる者」に対し、傍聴を禁止する旨が記載されていた。精神障害を想起させる内容であり、「不当な差別的取扱い」に抵触をすることから、対象条項の削除を依頼した。</li> </ul>						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の指摘を受け、いずれの団体も対象条項を削除した。加えて、各自治体の障害福祉主管課に対し、本事案の周知を行い、同様の内容の規定がある場合には、規則の改正等を検討するよう依頼した。</li> </ul>						

No.	2	障害種別	分野	相談時期	R4. 7	受付機関	市町
		聴覚障害	商品販売サービス				
相談内容	<p>&lt;合理的配慮の提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害のある人が、保険会社にFAXでの連絡を希望したが、電話以外対応できないと拒否された。契約内容等の説明の際に手話通訳者（本人が市に依頼）を入れて話をしたいと伝えたところ、難色を示された。</li> </ul>						
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該事業者の相談窓口で連絡をし、適切な対応をするように求めた。</li> </ul>						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>連絡はFAXで行うこと、説明の際の手話通訳者が同席することが認められた。</li> </ul>						

No.	3	障害種別	分野	相談 時期	R5.3	受付 機関	市町
		聴覚障害	行政				
相談内容	<p>〈合理的な配慮の提供〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>聴覚障害のある子どもがケガをし、聴覚障害のある家族が救急車を呼んだ。コミュニケーションボードやホワイトボードを対応した職員が所持していなかったため、筆談でやり取りをし、コミュニケーションに時間を要した。</li> </ul>						
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>担当部署に相談内容を伝え、現状を確認した。</li> </ul>						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者差別解消法の趣旨を説明し、職員への周知の徹底と、全車両へコミュニケーションボードを搭載することとなった。</li> </ul>						

No.	4	障害種別	分野	相談 時期	R4.4	受付 機関	県
		—	商品販売サービス				
相談内容	<p>〈合理的な配慮の提供（事前相談）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>企業からの相談。民間事業者よりヘルプマークをつけているお客様や身体に障害のあるお客様から対応を依頼される。事業者としても人員の問題や安全面の確保等からできないこともあるが、どこまで対応をすればよいか。</li> </ul>						
対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>合理的な配慮の提供に関する基本的な内容について回答をした。特定の障害のあるお客様に対する対応方法については県の専門相談窓口を紹介する。</li> </ul>						
結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>個別事案については、県の専門相談窓口から対応方法等について助言をした。</li> </ul>						